やさしさと思いやりでより暮らしやすい社会へ障害のある人が安全・安心に社会生活を送るために、皆さんに理解してほしいことがあります。

＼必要な人が使えるように／

埼玉県思いやり駐車場制度

県では、障害のある人など歩行が困難と認められる人に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者駐車区画」や「優先駐車区画」の適正利用を推進しています。

利用証（３種類）

駐車時にルームミラーに掲示

|  |  |
| --- | --- |
| 車椅子使用者用駐車区画  幅員3.5m以上 | 車椅子使用者用 |
| 優先駐車区画  幅員3.5m未満 | 要介護高齢者障害者等用  妊産婦けが人等用 |

対象者、利用証の申請方法等詳細はこちら　二次元コード

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking\_permit.html?from=saida

障害者のシンボルマーク障害のある人に配慮した施設・設備であることや、対応している障害の種類について分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークや標示があります。・障害者のための国際シンボルマーク障害のある人が利用しやすい建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。

・ハート・プラスマーク心臓や肝臓、免疫機能などの障害（内部障害）を持つ人を表現したマーク。外観からは障害があることが分からないため、十分な配慮が得られないなど困っている人がいます。こんなマークを見かけたら、ご理解と心配りをお願いします。

問　県福祉政策課

TEL　048・830・3391